

第3期苦小牧市地域福祉計画(苦小牧市成年後見制度利用促進基本計画) 中間見直しについて

1 中間見直し(案)の策定経過について

令和5年7月27日開催のとまこまい成年後見支援センター運営協議会において、成年後見制度利用促進基本計画部分の原案を諮り、修正意見等なし。

その後、第3回及び第4回地域福祉計画推進委員会において、第3期地域福祉計画全体の中間見直し案を諮り、いただいた意見をもとに修正を加えた。

※成年後見制度利用促進基本計画部分は修正なし

令和5年12月15日から令和6年1月15日までパブリック・コメントを実施し、市民からの提出意見なし。

そのため、第4回地域福祉計画推進委員会で示した案通りに進めていくこととし、地域福祉計画推進委員会へ報告。

2 中間見直しに係る変更内容について

(1) 国の第二期計画及び本市の現状を踏まえた記載内容の変更

国の動きとして、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画が策定されている。

また、本市では令和4年4月から厚真町、安平町及びむかわ町を支援対象に加えてセンターを広域設置し、中核機関に移行したことを踏まえて、記載内容を見直した。

(2) 評価指標の変更

市民後見人として1人で複数人を受任している方もいるため、受任件数を評価指標とした方が活動状況をより正確に反映できるものと考え、「市民後見人数」を「市民後見人受任件数」に変更した。

目標値は、令和4年度末の66件から毎年8件ずつ増加するものと想定し、令和8年度において「98件」と設定。

3 その他

3月下旬には、第3期地域福祉計画の中間見直しを確定し、冊子を作製予定。冊子が完成し次第、委員各位へ送付させていただきます。